

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	①生活保護申請を受理し、要保護者に対しては生活保護を決定し、実施する。 また、保護を必要となくなった場合には保護の停止、廃止を決定する。 ②生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 医療扶助のオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区間)へ連携する。) <委託元: 富山市社会福祉事務所> ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 委託先である社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、富山市社会福祉事務所から委託区画に連携された被保護者の情報(個人番号を含む)を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-IS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 委託先である社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) [主務省令における情報照会の根拠] (42の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会をする際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っており、また、マイナンバー登録の際には登録内容に誤りがないか必ず複数人で目視確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	5.評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部社会福祉課	福祉保健部生活支援課		
平成30年12月28日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 浅野 朋之	生活支援課長		
平成30年12月28日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号 076-443-2170		
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計	平成26年12月1日時点	平成30年6月1日時点		
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計	平成28年12月1日時点	平成30年6月1日時点		
令和1年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点		
令和1年6月7日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号 076-443-2170	企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170		
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	なし	追加		
令和2年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点		
令和2年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点		
令和2年12月1日	1 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 60, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)		
令和3年9月1日	I ー4. ー②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和5年10月2日	I ー1. ー②事務の概要		中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 医療扶助のオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区間)へ連携する。)	事前	
令和5年10月2日	I ー1. ー②事務の概要 (上欄の続き)		〈委託元:富山市社会福祉事務所〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 委託先である社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、富山市社会福祉事務所から委託区間に連携された被保護者の情報(個人番号を含む)を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-IS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 委託先である社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和5年10月2日	I ー1. ー③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー	生活保護システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年10月2日	I ー1. ー⑤特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	事後	組織改正に伴うもの。
令和5年10月2日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計	令和2年8月1日時点	令和5年9月27日時点	事前	
令和5年10月2日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計	令和2年8月1日時点	令和5年9月27日時点	事前	
令和7年3月25日	I ー3.	番号法第9条第1項 別表第一(15の項)	番号法第9条第1項 別表の第23の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I ー4.	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (26の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項) [主務省令における情報照会の根拠] (42の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I ー8.	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ ー1.	令和2年8月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ ー2.	令和2年8月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅳー8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和7年3月25日	Ⅳー8. 判断の根拠	なし	住基ネット照会をする際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っており、また、マイナンバー登録の際には登録内容に誤りがないか必ず複数人で目視確認を行っている。	事後	
令和7年3月25日	Ⅳー11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月25日	Ⅳー11. 当該対策は十分か 【再掲】	なし	十分である	事後	
令和7年3月25日	Ⅳー11. 判断の根拠	なし	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。	事後	